

## 沖縄県薬局機能情報提供制度実施要領

### 1 目的

本要領は、良質な医療を提供する体制の確立を図るため、薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第8条の2の規定に基づき、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第11条の2において都道府県知事が定めることとされた医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報で別表に掲げる事項（以下「薬局機能情報」という。）の報告の方法について定めるとともに、県民による薬局の適切な選択を支援することを目的とする。

### 2 情報の取扱い

- (1) 薬局開設者は、薬局機能情報を3（1）により沖縄県知事（以下「県知事」という。）に対して報告し、県知事は原則として、報告を受けた薬局機能情報をそのまま公表するものとする。
- (2) 薬局開設者は、薬局機能情報について正確かつ適切な情報を報告し、薬剤師等は当該薬局において、住民・患者等からの相談等に適切に応じるよう努めなくてはならない。

### 3 薬局機能情報の報告

#### (1) 報告の方法

##### ア 定期報告

薬局開設者は、毎年11月30日までに、その年の10月1日現在の状況について、次に定める方法で定期報告を行うこと。

なお、可能な限り電子報告を行うよう努めること。

##### ① 電子報告

薬局開設者は、「うちなあ医療ネット」にアクセスし、電子データを自ら改変する方法によって行うこと。

なお、電子報告を行った者は、次項書面報告は不要である。

##### ② 書面報告

電子報告ができない薬局開設者は、その薬局の所在地を管轄する保健所長に「薬局機能情報報告書」（別記様式）を提出すること。

なお、2回目以降の報告では、前回の報告の修正・変更を実施することで、定期報告とできる。

##### イ 随時の報告

薬局開設者は、薬局機能情報のうち、別表の第1の1に掲げる基本情報（以下「基本情報」という。）に変更が生じたときは、速やかに上記「定期報告」に準じて、電子報告あるいは書面報告「薬局機能情報報告書」（別記様式）により当該薬局を管轄する保健所長へ報告すること。

#### ウ 新規開設許可時の報告

新たに薬局開設許可を受けた薬局開設者は、薬局開設許可後30日以内に上記「定期報告」に準じて、電子報告あるいは書面報告「薬局機能情報報告書」（別記様式）により、その薬局の所在地を管轄する保健所長あて報告すること。

#### エ その他

別表に掲げる事項のうち、基本情報以外の薬局機能情報に変更が生じたときは、定期報告に併せて行うこととすれば足りるが、住民・患者による薬局の選択に資するため、適切な情報を提供する観点から、薬局開設者は薬局機能情報に修正又は変更があったときに、その都度報告することが望ましい。

#### (2) 公表

沖縄県福祉保健部薬務衛生課及び各保健所は、薬局開設者から報告された薬局機能情報の内容を確認の上、インターネット、書面による閲覧、パーソナルコンピューター等のモニター画面での表示等により公表するものとする。

#### (3) 報告の是正命令等

薬局開設者が報告を行わない場合又は虚偽の報告を行ったと認められる場合には、当該薬局を管轄する保健所長は法第72条の3の規定に基づき、期間を定めて、薬局開設者に対し、報告の要請又はその報告の内容の是正を行うよう命ずることができる。

#### (4) その他

薬局開設者は、報告した薬局機能情報について誤りがあったときは、速やかにその訂正を保健所に申し出ることとし、保健所長は速やかに所要の是正措置を行うものとする。

### 4 薬局による情報提供

薬局開設者は、薬局機能情報について県知事へ報告するとともに、当該薬局において閲覧に供しなければならない。その際、書面による閲覧に代えて、電磁的方法（電子メール、インターネット、パーソナルコンピューター等モニター画面での表示、CD-ROM等の交付）による情報提供を行うことができる。

#### 附 則

この要領は、平成22年12月1日から施行する

別表(薬事法施行規則別表第一(第十一条の三関係))

第一 管理、運営、サービス等に関する事項

一 基本情報

- (1) 薬局の名称
- (2) 薬局開設者
- (3) 薬局の管理者
- (4) 薬局の所在地
- (5) 電話番号およびファクシミリ番号
- (6) 営業日
- (7) 営業時間

二 薬局へのアクセス

- (1) 薬局までの主な利用交通手段
- (2) 薬局の駐車場
  - (i) 駐車場の有無
  - (ii) 駐車台数
  - (iii) 有料または無料の別
- (3) ホームページアドレス
- (4) 電子メールアドレス

三 薬局サービス等

- (1) 相談に対する対応の可否
- (2) 対応することができる外国語の種類
- (3) 障害者に対する配慮
- (4) 車椅子の利用者に対する配慮
- (5) 受動喫煙を防止するための措置

四 費用負担

- (1) 医療保険および公費負担等の取扱い
- (2) クレジットカードによる料金の支払の可否

第二 提供サービスや地域連携体制に関する事項

一 業務内容、提供サービス

- (1) 認定薬剤師（中立的かつ公共性のある団体により認定され、またはそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師をいう。）の種類および人数
- (2) 薬局の業務内容
  - (i) 無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否
  - (ii) 一包化薬に係る調剤の実施の可否

- (iii) 麻薬に係る調剤の実施の可否
- (iv) 浸煎（せん）薬および湯薬に係る調剤の実施の可否
- (v) 薬局製剤実施の可否
- (vi) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否
- (vii) 薬剤服用歴管理の実施の有無
- (viii) 薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否
- (3) 地域医療連携体制
  - (i) 医療連携の有無
  - (ii) 地域住民への啓発活動への参加の有無

## 二 実績、結果等に関する事項

- (1) 薬局の薬剤師数
- (2) 医療安全対策（医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置の有無）
- (3) 情報開示の体制
- (4) 症例を検討するための会議等の開催の有無
- (5) 処方せんを応需した者（以下この表において「患者」という。）の数
- (6) 患者満足度の調査
  - (i) 患者満足度の調査の実施の有無
  - (ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無

(別記様式)

## 薬局機能情報報告書

1. 管理・運営・サービス・アメニティに関する事項								
(1) 基本情報								
薬局の名称	フリガナ							
	正式名称							
	ローマ字表記							
	検索用フリガナ							
薬局開設者								
薬局の管理者								
薬局の所在地	郵便番号							
	フリガナ							
	住所							
	ローマ字表記							
電話番号及び ファクシミリ番号	電話番号							
	ファクシミリ番号							
営業日		月	火	水	木	金	土	日
営業時間		～	～	～	～	～	～	～
(2) 薬局へのアクセス								
薬局までの主な交通手段								
薬局の駐車場	駐車場の有無							
	駐車台数							
	有料又は無料の別							
ホームページアドレス								
電子メールアドレス								
(3) 薬局サービス等								
相談に対する対応の可否								
対応することができる外国語の種類								
障害者に対する配慮								
車椅子利用者に対する配慮								
受動喫煙を防止するための措置								
(4) 費用負担								
医療保険及び公費負担等の取扱い								
クレジットカードによる料金の支払いの可否								

2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項		
(1) 業務内容、提供サービス		
認定薬剤師の種類及び人数		
薬局の業務内容	無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否	
	一包化薬に係る調剤の実施の可否	
	麻薬に係る調剤の実施の可否	
	浸煎薬及び湯薬に係る調剤の実施の可否	
	薬局製剤実施の可否	
	医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否	
	薬剤服用歴管理の実施の有無	
	薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否	
地域医療連携体制	医療連携の有無	
	地域住民への啓発活動への参加の有無	
(2) 実績、結果等に関する事項		
薬局の薬剤師数		
医療安全対策（医薬品安全管理責任者の配置の有無）		
情報開示の体制		
症例を検討するための会議等の開催の有無		
処方せんを応需した者（患者）の数		
患者満足度調査	患者満足度の調査の実施の有無	
	患者満足度の調査結果の提供の有無	